

2022.3.16

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会が開催される◆

内閣府による「子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会」が昨年引き続き動画配信により開催され、資料が公表されました。

冒頭の挨拶では、今般の「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」について触れ、「2月分・3月分の賃金改善額を実際に年度内に支払っていることが要件となっており、4月以降に2月分・3月分の賃金改善額をまとめて支払ったとしても、今回の補助金の対象外となる。この点については管内の民間施設が補助要件を知らなかったということのないよう、くれぐれも周知を」と改めて留意を促しています。

動画及び資料は、「令和4年度当初予算案について」「新型コロナウイルスに関する対応について」「令和4年度の公定価格（案）等について」など、13の議題ごとに分かれており、各担当者から説明がなされております。

◇令和4年度当初予算案について◇

令和3年度補正予算に引き続き、保育所等整備交付金において、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等（事業費300万円以上のもの））も対象事業に含まれました。また保育環境改善等事業においては、感染症対策のための簡易な改修や必要な設備の整備等（補助基準額10,029,000円）が新たに追加されています。

保育体制強化事業においては、これまで職員の配置状況が前年同月以上であることが補助要件でしたが、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、“保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること”と要件が改められました。

資料 1-2 令和4年度保育関係予算案等の概要

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r040225/pdf/s1-2.pdf>

◇令和4年度の公定価格（案）等について◇

「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」で示されている内容の反復のみで、特段目新しい情報はありませんでした。例年であれば、公定価格単価表の案も示されるところですが、ここでは示されておられません。

資料のなかで、委託費関連の通知「私立保育所の運営に要する費用について」にて毎年示される「地域区分別人件費」が案として示されておりますが、令和3年度のものと比較すると、年額では3～5万円下がっております。

令和3年度の人事院勧告の影響額について、4～9月は特例事業における「国家公務員給与改定対応部分」（公定価格ではなく、補助金）、10月以降は令和4年人事院勧告の内容を踏まえて公定価格により対応する予定とされており、公定価格の改定により対応する場合、通常通り遡及改正により対応されるのか、令和2年度のように年度内で2種類の単価を用いることで対応するのか、はたまた新たな対応方法が示されるのか、国の動きに注意が必要です。

資料 3-1 公定価格関連事項等について

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r040225/pdf/s3-1.pdf>

◇子ども・子育て支援情報公表システムについて◇

令和2年9月より運用されている「ここ de サーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)」について、毎年度公表情報を更新すること、また公表情報に変更がない場合もその旨の届出が必要であるとされているものの、今年度の公表情報の更新については認可施設で55.0%、認可外施設で63.8%にとどまっているとのことで、情報更新への協力を依頼しています。

事務局にて無作為に施設を選択して公表情報の確認を行ったところ、「教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況」の項目で、「提供開始時の説明」や「利用者の同意」が「なし」となっているなど、制度上通常あり得ない内容で公表されている施設も散見されますので、今一度自園の情報をご確認のうえ、適切にご対応いただければと存じます。

また令和3年度から厚生労働省において運用が開始された「児童福祉施設等災害時情報共有システム」は、「ここ de サーチ」と連携し、公表された施設情報を活用することで、災害時における「国・自治体・施設」間の被災情報の共有を行っており、公表済の施設情報が連携対象となるため、未公表施設等がある場合は速やかな承認・公表をと、強く協力を呼びかけています。

資料 7 子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）について

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r040225/pdf/s7.pdf>

ここ de サーチ (WAM NET)

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

◇保育教諭の資格等について◇

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要となっておりますが、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例については、令和6年度末までであることが周知されています。

いずれか一方のみで保育教諭等の職務にあたっている方については、文科省事業の教育支援体制整備事業費交付金における「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」、厚生労働省事業の保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」を活用するなどして、もう一方の免許状・資格の取得が急がれます。

また幼稚園教諭免許状については、有効期限（取得後10年）が定められており、更新手続きを怠ると免許失効となることについても注意を呼びかけています。

資料 8-1 保育教諭の資格特例について

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r040225/pdf/s8-1.pdf>

◇利用定員の適切な見直しについて◇

「地域における保育所・保育士等のあり方に関する検討会」のとりまとめにおいて、「利用児童が減少した際に利用定員を適切に見直すことが必要であることについて、改めて地方自治体に周知を行うなど、人口減少を踏まえた対応を進めるべきである」旨が記載されたこと、また子ども・子育て会議の委員からも「一部自治体において、明らかに定員を下回っている状況であり、定員に達する見込みがないにも関わらず、利用定員の引き下げを認めない指導をしている自治体がある」などの意見があったことを踏まえ、「各自治体においては、利用定員の減少変更の手続きに際しては、法令及び自治体向けFAQ等の内容について今一度確認の上、対応するように」と依頼しています。

資料 10 利用定員の適切な見直しについて

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r040225/pdf/s10.pdf>

上掲のもの以外にも各種の資料が掲載されておりますので、お目通しくださいませ。

このほか、厚生労働省 HP においても、「令和3年度全国児童福祉主管課長会議資料」が公表されておりますので、ご確認ください（内閣府の資料と重複するものもございます）。

内閣府 HP・子ども・子育て支援新制度説明会 【都道府県等説明会】

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r040225/index.html>

◆2020年度(令和2年度)決算分の保育所・認定こども園の経営分析参考指標が公開◆

独立行政法人福祉医療機構から福祉貸付・医療貸付を利用している法人の決算書データをもとに経営分析が毎年行われていますが、2020年度(令和2年度)決算分の保育所・認定こども園の情報が公開されました。主に保育所ベースでの社会福祉法人を中心とした内容となっており、保育所と認定こども園を比較すると、経常収益対経常増減差額比率は認定こども園の方が高くなっています。また認定こども園は1号の利用定員が15人程度の認定こども園が多いという結果がうかがわれます。

(事務局より一言)

ある市の認定こども園の不正会計に伴う特別監査を発端として、国・県・市町村が分担して園に支払う施設型給付費の過剰支払いに関する、会計検査院の検査が入ったことが報道されています。この問題としては1号認定枠を最も単価が高い定員(15人以内)に設定した園が、園児を単価の低い2号認定枠から移行し、単価が高いままで定員を大幅に超える人数を申請し、給付を受けており、加算などを含めると総額で2倍以上のケースがあったことです。

現状では認定こども園の1号・2号認定こどもが年度途中で移動することはありますが、上記の内容について、幼稚園ベースの園では、1号認定から定員枠の少ない2号認定枠に移行というケースもあるでしょう。定員の少ない方が高い単価となっており、これまではそれによる恩恵を受けていた園でも、今後は定員の見直しや適正化をより厳格に求められる可能性もあると言えるため、国の動きに注目するとともに、各経営指標も参考にしつつ、自法人の収益や費用の内訳を分析しておくことも大切でしょう。

独立行政法人福祉医療機構 HP

2020年度(令和2年度)保育所および認定こども園の経営状況(ダイジェスト版)

https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/2020_hoiku_kakutei.pdf

◆収支計算分析表作成のための委託費計算書を会員専用ページに掲載しました◆

毎年度作成しております認可保育所における収支計算分析表作成のための委託費計算書について、令和3年度単価版を会員専用ページに掲載しました。

委託費の内訳（人件費・事業費・管理費）の算定等にご活用いただければと存じます。

委託費計算書（令和3年度単価版）

<https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2022/02/R3%E5%A7%94%E8%A8%97%E8%B2%BB%E8%A8%88%E7%AE%97%E6%9B%B8%EF%BC%88Ver1.0%EF%BC%89.xlsx>

※会員 ID・パスワード等がご不明の場合、事務局までご遠慮なくお問い合わせください。

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331（代表） FAX 03-5909-3220

URL <https://childcaresupport.net/>

mail supportdesk@fukushi-hyouka.net

|||||